

# 農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領

24食流機構第51号

平成24年4月5日

24食流機構第286号

一部改正 平成24年8月15日

25食流機構第21号

一部改正 平成25年2月5日

財団法人 食品流通構造改善促進機構

## 第1 総則

以下の事業に係る公募の実施については、この要領に定めるものとします。

### I 農山漁村6次産業化緊急対策推進事業

- 1 6次産業化推進整備事業
- 2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業
- 3 農産物等輸出拡大緊急対策事業
- 4 ミラノ国際博覧会政府出展事業

### II 農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策推進事業

- 1 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業

## 第2 趣旨

各事業ごとにそれぞれ別表1の第2欄に掲げるとおりとします。

## 第3 事業内容

各事業ごとにそれぞれ別表1の第3欄に掲げるとおりとします。

## 第4 応募団体の要件

本事業に応募ができる団体は、各事業ごとにそれぞれ別表1の第4欄に掲げる団体であって、以下の要件を全て満たすものとします。

ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人（以下「特例民法法人」といいます。）で、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として助成金の交付決定を行うことができませんので、御注意ください。

- 1 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- 2 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であって、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあっては、これに準ずるもの）を備えているものであること。
- 3 本事業により得られた成果（以下「事業成果」といいます。）について、その利用を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

- 4 日本国内に所在し、助成事業全体及び交付された助成金の適正な執行に関し、責任を持つことができる団体であること。

## 第5 助成対象経費の範囲

各事業ごとにそれぞれ別表1の第5欄に掲げるとおりとします。

応募に当たっては、本事業期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される助成金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額とは一致するとは限りません。

また、所要額に助成事業に要する人件費（助成事業に直接従事する者の直接作業時間に対する給料その他手当）を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、算定してください。

なお、所要額については、千円単位で計上することとします。

## 第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 建物等施設の建設（別表1の事業Iの1及び2の第5欄に掲げる経費を除く。）及び不動産取得に関する経費
- 2 本事業の業務（資料の整理・収集、調査の補助等）を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 3 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 助成金の交付決定前に支出される経費
- 5 助成対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいいます。）
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費
- 7 助成の対象としない経費として定めるもの

## 第7 助成金額

助成金額については各事業ごとにそれぞれ別表1の第6欄に掲げるとおりとし、この範囲で事業実施に必要な経費を助成します。

なお、助成金額については、助成対象経費等の精査により減額することがあるほか、助成事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります（第14の5を参照）。

## 第8 助成率

各事業ごとにそれぞれ別表1の第7欄に掲げるとおりとします。

## 第9 助成事業実施期間

交付決定の日から平成26年3月31日までとします。

## 第10 申請書類の作成及び提出

### 1 申請書類の作成

提出すべき申請書類は、各事業ごとにそれぞれ別表2に掲げるとおりとします。

### 2 申請書類の提出期限等

申請書類の提出期限、提出先、提出部数等については、各事業ごとに行う公示に別途記載します。

### 3 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類は、様式に沿って作成してください。
- (2) 申請書類に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象となりませんので、本要領等を熟読の上、注意して作成願います。
- (3) 申請書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (4) 申請書類の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可としますが、FAX又は電子メールによる提出は、受け付けません。
- (5) 申請書類を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によってください。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにしてください。
- (6) 提出後の申請書類については、原則として、資料の追加や差替えは不可とし、採用、不採用にかかわらず返却はいたしませんので、御了承ください。
- (7) 申請書類は、各事業ごとに一つの封筒を利用し、書類一式を入れて提出してください。
- (8) 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

## 第11 助成金交付候補者の選定

### 1 審査方法

提出された申請書類については、財団法人食品流通構造改善促進機構（以下「機構」という。）において書類確認等を行った後、機構が別に定めるところにより設置する選定審査委員会（以下「委員会」といいます。）において、審査の基準等に基づき審査を行い、事業実施主体となり得る候補（以下「助成金交付候補者」といいます。）を選定するものとします。

### 2 審査結果の通知

審査結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。

審査結果の通知については、助成金交付候補者には助成金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、助成金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

助成金交付候補者については、機構のホームページ等で公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。また、審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、助成金交付候補者の決定に係わる審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承ください。

## 第 12 交付決定に必要な手続等

助成金交付候補者は、機構の指示に従い速やかに、助成金の交付を受けるために提出することとなっている交付申請書及び事業実施計画書（以下「申請書等」といいます。）を機構に提出していただきます。申請書等を機構において審査した後、問題がなければ交付決定通知を発送します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただくことがあります。

## 第 13 重複申請等の制限

同一の提案内容で他の事業（農林水産省又は他省庁等の補助事業等）への申請を行っている場合、申請段階（助成金交付候補者として選定されていない段階）で、本事業に応募することは差し支えありませんが、他の事業への申請内容、他の事業の選定の結果によっては、この事業の審査の対象から除外され、又は助成金交付候補者の選定の決定若しくは助成金の交付決定が取り消される場合があります。

## 第 14 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される助成金の執行に当たって、以下の条件を守っていただきます。

### 1 事業の推進

事業実施主体は、業務規程等を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

### 2 助成金の経理

交付を受けた助成金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器整備等財産の取得及び管理等をいう。以下同じ。）を実施するに当たっては、次の点に留意する必要があります。

- (1) 事業実施主体は、交付を受けた助成金の経理に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」といいます。）に基づき、適正に執行すること。
- (2) 事業実施主体は、助成金の経理を、事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事情により、当該事業実施主体の会計部署等に助

成金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生は、除きます。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。

### 3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業の設備等の財産（以下「取得財産」といいます。）の所有権は、事業実施主体に帰属します（事業実施主体の代表者には、帰属しません。）。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」といいます。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、助成金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合は、事前に、機構会長の承認を受けなければなりません。

なお、機構会長が承認した取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた助成金の額を限度として、その収入の全部又は一部を機構に納付していただくことがあります。

### 4 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」といいます。）が発生した場合、その特許権等は、事業実施主体に帰属しますが、特許権等の帰属に関し、次の条件を守っていただきます。

また、事業の一部を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、以下の条件を守っていただきます。

- (1) 本事業により成果が得られ、特許権等の出願及び取得を行った場合には、その都度遅滞なく機構に報告すること。
- (2) 国が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で、当該権利を国に許諾すること。
- (3) 当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該特許権等を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- (4) 本事業期間中及び本事業終了後5年間において、事業実施主体及び本事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である特許権等について、国以外の本事業の第三者に譲渡し、又は利用を許諾する場合には、事前に機構と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業の一部を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議・調整を行ってくだ

さい。

5 収益状況の報告及び収益納付

事業成果の実用化等に伴い収益が生じた場合は、業務規程等に従い収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められる場合には、交付を受けた助成金の額を限度として、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付していただきます。

6 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた助成金の使用結果については、本事業終了後、必要な報告を行っていただきます。また、機構は、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

本事業により得られた成果については、広く普及・啓発に努めてください。

また、本事業終了後に得られた事業成果についても、必要に応じ発表していただくことがあります。

なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、本事業によるものであることを必ず明記し、発表した資料等については機構に提出してください。

7 当該補助事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間にかかわらず、第三者に漏らすことを堅く禁じます。

## 第 15 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、個別の事業の公募に関し必要な事項は、公示で定めます。公示は、原則 30 日間、機構HPに掲載されます。

### 附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 5 日から施行する。

### 附 則

この公募要領の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成 24 年 8 月 15 日）から施行する。

### 附 則

この公募要領の変更は、農林水産省食料産業局長の承認のあった日（平成 25 年 2 月 5 日）から施行する。

別表 1

第1 事業NO.	第2 趣旨	第3 事業内容	第4 応募団体の要件	第5 助成対象経費の範囲	第6 助成金額	第7 助成率	その他
1 農山漁村6次産業化緊急対策事業							
1 6次産業化 推進整備事業	<p>食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「農山漁村に存在する豊富な資源を有効に活用し、6次産業化を推進することにより、付加価値を向上させ、雇用と所得を生み出し、農林漁業を更に成長産業化する」とされ、6次産業化の市場規模の拡大を目指すこととされたところである。</p> <p>しかしながら、景気は依然として厳しい状況にあり、農林漁業者等の所得も低下する中で、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「6次産業化法」という。）等の認定者は着実に増加しているところだが、認定者の投資は依然として進みがたい実情にある。</p> <p>このため、6次産業化法等の認定を受けた農林漁業者等が農林水産物の高付加価値化等を図るために必要な機械・施設の整備を支援することにより、農林漁業者等による6次産業化の取組を促進し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図ることとする。</p>	<p>1 農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組を行う場合に必要な機械・施設の整備</p> <p>2 農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組を行う場合に必要な機械・施設の整備</p>	<p>六次産業化法第5条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた者又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携法」という。）第4条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた者であって、次に掲げる者とする。</p> <p>1 農林漁業者団体 農林漁業者3戸以上が主たる構成員又は出資者となっており、かつ、これらの者がその活動を実質的に支配することができると認められる団体（なお、法人格のない団体においては、代表者の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、かつ、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっているものに限る。）並びにこれらの団体が主たる構成員又は出資者となっている法人。なお、構成員に3戸以上の農林漁業者を含まない団体にあつては、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>2 食品産業事業者 食品の製造等を行う中小企業者等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人を除く。）又は農業協同組合等）であつて、農林漁業者団体等（農林漁業者団体又は3戸以上の農林漁業者をいう。）と連携する者をいう。</p>	<p>助成対象となる機械・施設は第3の1の農林漁業者団体が自ら行う6次産業化の取組の場合は1及びこれと併せて行う2を助成対象とし、第3の2の農林漁業者団体等と食品産業事業者が連携して行う6次産業化の取組において、事業実施主体が農林漁業者団体である場合は1及び2を助成対象とし、事業実施主体が食品産業事業者である場合は3を助成対象とする。</p> <p>ただし、既に六次産業化法第5条又は第6条の規定に基づく認定又は変更の認定を受けた総合化事業計画（以下「既に認定を受けた認定総合化事業計画」という。）に従って実施する取組については、1及び2の施設のほか4の施設を助成対象とする。</p> <p>1 農林水産物等の加工・流通・販売のために必要な施設 （1）農林水産物等集出荷貯蔵のために必要な施設 （2）農林水産物等処理加工のために必要な施設 （3）農林水産物の高付加価値化、地域の生産・加工との連携等を図る農林水産物等の総合的な販売施設 （4）捕獲獣肉等提供のために必要な施設（5）収穫後用病害虫防除のために必要な施設 （6）未利用資源活用のために必要な施設 （7）（1）～（6）の附帯施設</p> <p>2 農林水産物等の生産のために必要な施設等 （1）簡易土地基盤整備 （2）農業用水のために必要な施設 （3）當農飲雑用水のために必要な施設 （4）高生産性農業用のために必要な施設 （5）乾燥調製貯蔵のために必要な施設 （6）育苗のために必要な施設 （7）水産用種苗生産・蓄養殖のために必要な施設 （8）高品質堆肥製造のために必要な施設 （9）新技術活用種苗等供給のために必要な施設 （10）特用林産物生産のために必要な施設 （11）農林水産物運搬のために必要な施設 （12）特認施設 （13）（1）～（12）の附帯施設</p> <p>3 食品の加工・販売のために必要な施設 （1）食品産業事業者が行う食品の加工・販売のために整備する施設 （2）（1）の附帯施設</p> <p>4 既に認定を受けた認定総合化事業計画に従って実施する取組であつて、次に掲げる施設 （1）6次産業化法人（農業生産のみならず、加工・流通・販売等についての新たな取組を行う農業法人等であつて、次の要件を満たすものをいう。）が整備する。農林水産物販売施設、地域食料供給施設及びこれらに附帯する施設 ア 6次産業化法人の組織の形態は、次に掲げるとおりとする。 ① 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する株式会社、合名会社、合資会社若しくは合同会社、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第2条第1項に規定する旧有限会社又は農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8</p>	5,283,780千円以内	1/2以内（第5の4の（1）と併せて行う第5の2の（4）及び（12）の農業用機械並びにその附帯施設については、1/3以内。） なお、助成の上限額は1億円とする。（第5の4の（1）及びこれと併せて行う施設整備については、5千万円を上限額とし、第5の4の（2）及びこれと併せて行う施設整備については原則として総事業費を5千万円以上であるものとする。）	農山漁村6次産業化対策事業業務規程（平成24年4月5日付け24食流機構第51号財団法人食品流通構造改善促進機構会長通知）

				<p>第1項に規定する農事組合法人のうち農業経営を行う法人</p> <p>② ①以外の農業者の組織する団体(代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものであって、耕作又は養畜に要する費用を全ての構成員が共同して負担しており、これに係る利益を全ての構成員に対して配分しているものに限る。)</p> <p>イ 6次産業化法人は、次の①から④までの要件を全て満たすものとする。</p> <p>① 構成員に3戸以上の農家を含み、かつ当該農家が議決権の過半を占める等、農家が当該法人又は団体の事業活動を実質的に支配すると認められること。なお、構成員に3戸以上の農家を含まない法人又は団体にあつては、常時雇用者を3名以上雇用している又は常時雇用者を新たに3名以上雇用する目標及びその達成のためのプログラムが設定されていること。</p> <p>② 農業経営を改善するための計画を有していること。</p> <p>③ 農畜産物の生産を行っている又は生産を計画していること。</p> <p>④ 資本金の額若しくは出資の総額が3億円以下のもの又は常時使用する従業員の数が300人以下のものであること。また、大企業(中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者に該当しないものをいう。)から出資を受ける子会社(会社法第2条第3号に定める子会社をいう。)でないこと。)が整備する施設</p> <p>(2) 農業協同組合法に規定する農業協同組合連合会及び農業協同組合並びに公社(地方公共団体が出資している法人)が整備する農林水産物販売施設、地域食材供給施設、農林水産物販売施設と一体的に整備する交流施設及びこれらに附帯する施設</p>			
2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	<p>農林水産業・農山漁村の資源を活用する新たな技術の確立・導入を核とした新産業の育成により、農山漁村6次産業化を推進し、雇用と所得を確保することが可能となる。</p> <p>このため、事業化が見込まれる新技術についての実証施設の整備を支援する。</p>	<p>新技術の確立・実証(実証施設の整備)「緑と水の環境技術革命総合戦略」の重点分野に位置付けられた技術等、事業化が見込まれる新技術についての実証施設の整備を行う。</p>	<p>民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、特殊法人、認可法人、公社、農林漁業者の組織する団体、第3セクター、消費生活協同組合、事業協同組合、独立行政法人、技術研究組合及び事業化共同体(コンソーシアム)</p>	<p>1 未利用バイオマス利活用の実現に向けた実証施設一式</p> <p>2 藻類等の培養及び加工利用の実現に向けた実証施設一式</p> <p>3 生物機能の高度利用の実現に向けた実証施設一式</p> <p>4 クロマグロ等の完全養殖の実現に向けた実証施設一式</p> <p>5 農林水産物の高度生産管理システム構築に向けた実証施設一式</p> <p>6 超長期鮮度保持技術の実現に向けた実証施設一式</p> <p>7 その他農林漁業・食品産業に導入することで新事業創出に有効な革新的新技術の実用化に向けた実証施設一式及び1から7までに掲げる実証施設の付帯施設</p> <p>なお、実証施設一式及び付帯施設の経費とは次をいう。</p> <p>(1) 工事費 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等実証施設整備に必要な経費</p> <p>(2) 測量及び試験費 工事に必要な調査、設計、測量及び試験等に必要経費(コンサルタント等に委託する場合の経費を含む。)</p> <p>(3) 機械器具費 機械器具の購入に必要な経費</p>	2,590,000千円以内	1/2以内	

<p>3 農産物等輸出拡大緊急対策事業</p> <p>(1) 品目別団体を通じて我が国の食品の輸出拡大事業</p>	<p>海外において、特定の品目について国内の主な輸出産地、輸出食品事業者等を取りまとめる団体が、消費者や流通事業者等を対象に、我が国の食品の安全性や魅力等について広く紹介するセミナーを実施することにより、輸出の拡大を図る取組を支援する。</p>	<p>(1) セミナー開催の事前の調整・準備 効果的なセミナーの開催に向けて、国内外の関係者等との開催場所・開催時期などの事前の調整やセミナー資料・産品カタログ等の作成、講師の選定などの準備を行う。 また、セミナー開催の日時、場所、内容等について、新聞・業界誌などの出版物への掲載、ポスターの作成・掲示や専用ホームページの開設などにより、広く周知・PRを行う (2) セミナーの開催 セミナーの参加者に、分かりやすく、丁寧に紹介するための資料、カタログやレシピなどを活用しつつ、試食・試飲など効果的な手法を取り入れることなどを行い、我が国産品の安全性や魅力等を広く紹介する。 (3) セミナー結果のとりまとめ セミナー参加者にアンケートなどを行うことにより、参加により得られた知識、知見などを把握するとともに、セミナー開催の結果・成果などをとりまとめ、報告書を作成する。また、報告書を関係団体、関係事業者等に広く普及する。</p>	<p>特定の品目について、国内の主な輸出産地、輸出食品事業者等を取りまとめる次の団体、農林漁業者の組織する団体、食品事業者等の組織する団体、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人その他機構が特に必要と認める団体（特認団体）</p>	<p>旅費、謝金、賃金、役務費、印刷製本費、広告宣伝費、消耗品費、使用料及び賃借料、通信運搬費等</p>	<p>132,744千円以内</p>	<p>定額</p>	
<p>(2) 海外外食事業者を通じて我が国の食品の輸出拡大事業</p>	<p>外食事業者の団体等が、海外の外食事業者等を日本に招へいし、地域の生産者等の取組の紹介や我が国の食品の安全性や魅力等についてのセミナー等を実施することにより、輸出の拡大を図る取組を支援する。</p>	<p>(1) セミナー等開催の事前の調整・準備 効果的なセミナー等の開催に向けて、国内外の関係者等との開催場所・開催時期などの事前の調整や資料・産品カタログ等の作成、講師の選定などの準備を行う。 (2) セミナー等の開催 セミナー等の参加者に、分かりやすく、丁寧に紹介するための資料、カタログやレシピなどを活用しつつ、試食・試飲など効果的な手法を取り入れることなどにより、我が国産品の安全性や魅力等を広く紹介する。 (3) セミナー等結果のとりまとめ セミナー等の参加者にアンケートなどを行うことにより、参加により得られた知識、知見などを把握するとともに、セミナー等の開催の結果・効果などをとりまとめる。 (4) 応募にあたっての配慮すべき事項 ① セミナー等の開催場所は、地域の生産者等の取組を効果的に紹介することが必要なことから、各地方農政局、北海道及び沖縄県が管轄する各地域内で少なくとも1カ所以上開催すること。 ② 本事業への応募は、1カ所または複数のセミナー等の開催を組み合わせた提案もできる。 ③ セミナー等の開催にあたっては、各開催地区で均衡したものとすること。</p>	<p>民間事業者、事業協同組合、協業組合、輸出組合、酒類業組合、商工会議所、商工会、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、農林漁業者の組織する団体、その他機構が特に必要と認める団体（特認団体）</p>	<p>旅費、謝金、賃金、役務費、資料作成費、会議費、消耗品費、使用料及び賃借料、通信運搬費等</p>	<p>134,149千円以内</p>	<p>定額</p>	
<p>4 ミラノ国際博覧会政府出展事業</p>	<p>国際博覧会条約に基づき開催されるミラノ国際博覧会において、我が国の農業と食品産業の健全な発展のため、我が国の官民による食に関する取組状況等を広く出展、公開するための基本構想（日本出展の方向性への提言）を策定する。なお、事業の実施に当たっては、ミラノ国際博覧会の幹事省である経済産業省及び農林水産省並びに参加機関である独立行政法人日本貿易振興機構と連携して実施する。</p>	<p>(1) プロデューサー（調査員）会議 基本構想を策定するために必要な基礎調査の内容について検討を行う。 (2) 海外現地事情の調査、取組状況の調査研究 以下の内容の基礎調査を実施する。 ①イタリア及び周辺諸国に対する調査 日本の文化や食文化、日本食等に対する意識調査など ②国際博覧会に関する有識者に対する意識調査 日本食文化に関する技術等の魅力的で効果的な発信方法など (3) 基本構想（日本出展の方向性への提言）の取りまとめ・作成 プロデューサー（調査員）会議において基本構想（日本出展の方向性への提言）を取りまとめる</p>	<p>農林漁業者の組織する団体、食品加工業者の組織する団体、一般社団法人、一般財団法人、公益財団法人、公益社団法人、特例民法法人、独立行政法人、民間事業者、その他機構が特に必要と認める団体（特認団体）</p>	<p>旅費、謝金、賃金、役務費、資料作成費、印刷製本費、消耗品費、会議費、会場賃借料、管理運営費、通信運搬費等</p>	<p>18,565千円以内</p>	<p>定額</p>	
<p>II 農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策推進事業</p>							

<p>1 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業</p>	<p>食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進する」とされている。</p> <p>農山漁村に豊富に存在する資源を活用し、再生可能エネルギーを生産することにより、所得と雇用を創出し、農山漁村の活性化につなげていくことが重要となっている。</p> <p>一方、農山漁村には再生可能エネルギーの生産に利用可能な資源が豊富に存在するものの、具体的な導入可能性が明らかになっていないことにより取組の開始に支障を来す状況にある。</p> <p>このため、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の具体的な導入可能性を調査する取組への支援を実施する。</p>	<p>農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギーを供給する取組を推進するため、土地、水、バイオマス等農山漁村に豊富に賦存する資源を活用し、再生可能エネルギー電気を供給する取組を行うとする者の検討に資するよう、都道府県の区域を対象として、再生可能エネルギーの具体的な導入可能性を明らかにし、発電適地を明確化する取組を支援する。</p>	<p>農林漁業者、農林漁業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、第3セクター、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、特殊法人、認可法人、公社、地方公共団体、その他機構が特に必要と認める団体（特認団体）</p>	<p>1 検討会開催費 委員謝金、委員旅費、会議費、会場借料、資料印刷費等</p> <p>2 現地調査費 技術員手当、調査旅費、賃金、資料印刷費等</p> <p>3 データ収集・分析費 技術員手当、賃金、資料購入費、資料印刷費等</p>	<p>325,500千円以内</p>	<p>定額</p>	
-----------------------------------	---	--	--	--	--------------------	-----------	--

## ○農山漁村 6 次産業化緊急対策推進事業

事業の種類	申請書類（第10関係）
1 6次産業化推進整備事業	1 応募申請書（別紙様式第 1 - 1） 2 事業実施計画書（別紙様式第 1 - 2） 3 費用対効果分析（別紙様式第 1 - 3） 4 添付資料 （1）応募団体が農林漁業者団体の場合 ① 農業経営を行う法人の場合 ア 定款 イ 登記事項証明書 ウ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等） ② 新たに農業経営を行う法人を設立する場合 ア 法人設立が確実であることのわかる書類 イ 親会社が存在する場合には、親会社の直近 3 ヶ年分の決算報告書 個人経営から新たに設立する場合には、直近 3 ヶ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等 ③ ①、②以外の農林漁業者が組織する団体の場合 ア 組織の代表者、出資金及び規約等のわかる書類 イ 経理の一元化を行っていることのわかる書類 ウ 構成員に課税されている場合には、直近 3 ヶ年分の構成員（代表者等）の所得税の確定申告書等 団体に課税されている場合には、直近 3 ヶ年分の決算報告書 ④ 共通 ア 見積書（2 社以上のものであること） イ 機械・施設等の位置図 ウ 機械・施設等の配置図及び平面図 エ 機械・施設整備の工程（工事日程）表 オ 商品の製造工程（フローチャート） カ 六次産業化法第 5 条若しくは第 6 条の規定に基づく総合化事業計画若しくは変更した総合化事業計画の写し、又は農商工等連携法第 4 条若しくは第 5 条の規定に基づく農商等連携事業計画若しくは変更した農商工等連携事業計画の写し キ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明

	<p>記したもの)</p> <p>その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、①から④に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>また、上記の資料はA 4 サイズ片面印刷で提出してください。</p> <p>(2) 応募団体が食品産業事業者の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 定款</li> <li>② 登記事項証明書</li> <li>③ 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）</li> <li>④ 組織の代表者、規約等のわかる書類</li> <li>⑤ 見積書（2社以上のものであること）</li> <li>⑥ 機械・施設等の位置図</li> <li>⑦ 機械・施設等の配置図及び平面図</li> <li>⑧ 機械・施設整備の工程（工事日程）表</li> <li>⑨ 商品の製造工程（フローチャート）</li> <li>⑩ 農商工等連携法第4条若しくは第5条の規定に基づく農商工等連携事業計画若しくは変更した農商工等連携事業計画の写し</li> <li>⑪ 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）</li> </ol> <p>その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、①から⑪に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>また、上記の資料はA 4 サイズ片面印刷で提出してください。</p>
<p>2 緑と水の環境 技術革命プロジェクト事業</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 応募申請書（別紙様式第1-1）</li> <li>2 課題提案書（別紙様式第2-1）</li> <li>3 事業実施計画書（別紙様式第2-2）</li> </ol> <p>なお、上記のほか、以下の資料を添付してください。</p> <p>ア 技術シーズに係る書類</p> <p>事業化を図る技術シーズの内容が分かる資料及び応募者との関わりを示す以下の書類を添付してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 応募者が技術シーズを保有している場合 投稿論文等、応募者と技術シーズとの関わりを客観的に証明する資料</li> <li>(2) 応募者が技術シーズを保有していない場合 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 応募者と技術シーズとの関係が分かる書類</li> </ol> </li> </ol>

<p>3 農産物等輸出 拡大緊急対策 事業</p> <p>①品目別団体 を通じた我が 国の食品の輸 出拡大事業</p>	<p>② 技術シーズの帰属する者の同意書</p> <p>イ 特許明細書 技術シーズが特許（出願中のものも含む）の場合は、特許明細書を添付してください。該当特許がない場合は、添付の必要はありません。</p> <p>ウ その他</p> <p>(1) 定款 (2) 履歴事項全部証明書 (3) 直近3ヵ年分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等） (4) 組織の代表者、規約等のわかる書類 (5) 見積書（2社以上のものであること） (6) 機械・施設等の位置図 (7) 機械・施設等の配置図及び平面図 (8) 金融機関等から借入れを行う場合は、借入計画について当該金融機関と事前相談等を行ったことがわかる書類（借入金融機関名（支店名）、担当者名、連絡先、相談月日等を明記したもの）および直近3期末分の金融機関別借入残高表、当該年度の月次の資金計画（資金繰予定表）</p> <p>その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。また、(1)から(8)に掲げる資料がない場合にあっては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p> <p>1 応募申請書（別紙様式第1-1） 2 課題提案書（別紙様式第3-1） 3 実施計画書（別紙様式第3-2） 実施計画書の内容は、別表1第2欄の趣旨、第3欄の事業内容及び第5欄の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであること。 4 応募者の業務・活動内容等を示した資料（又はパンフレット、リーフレットなど） 5 応募者が特認団体以外である場合は、定款及び直前事業年度の決算（営業）報告書1年分（又はこれらに準ずるもの） 6 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料 (1) 特認団体の概要（別紙様式第3-3） (2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの）</p>
---	---

<p>②海外外食事業者を通じた我が国の食品の輸出 拡大事業</p>	<p>(3) 総会等で承認されている直近の事業計画及び収支予算  (4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）  (5) その他応募者に関する参考資料</p> <p>7 その他  その他、1の承認申請書の別記様式第3-1に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。</p> <p>※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p>
<p>4 ミラノ国際博覧会政府出展事業</p>	<p>1 応募申請書（別紙様式第1-1）  2 課題提案書  提案の内容は、別表1第2欄の趣旨、第3欄の事業内容及び第5欄の助成対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、以下を添付してください。</p> <p>(1) 応募者に関する事項（別紙様式第5-1）  (2) 実施計画書（別紙様式第5-2）  (3) 経費内訳書（助成事業等を実施するために必要な経費の全ての額（消費税等の一切の経費を含む。）を記載した内訳書）（別紙様式第5-2）</p>

	<p>3 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）</p> <p>(1) 応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直近3事業年度の決算（事業）報告書</p> <p>(2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款または寄付行為、及び直近3事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>4 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料</p> <p>(1) 特認団体の概要（別紙様式第5-3）</p> <p>(2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの）</p> <p>(3) 総会などで承認されている直近の事業計画及び収支予算</p> <p>(4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）</p> <p>(5) その他応募者に関する参考資料</p> <p>5 その他 その他、1の課題提案書の様式に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。</p> <p>※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p>
--	---

○農山漁村再生可能エネルギー導入等緊急対策推進事業

事業の種類	申請書類（第10関係）
1 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業	<p>1 課題提案書（別紙様式第6-1）</p> <p>2 実施計画書（別紙様式第6-2）</p> <p>3 応募者の概要（団体概要等）が分かる資料（パンフレット等）</p> <p>(1) 応募者が民間企業である場合にあつては、営業経歴（沿革）及び直前事業年度の決算（事業）報告書</p> <p>(2) 応募者が民間企業以外の者である場合にあつては、定款及び直前事業年度の決算（事業）報告書 ただし、(1)又は(2)に掲げる資料がない場合にあつては、これらに準ずる資料としてください。</p> <p>4 応募者が特認団体である場合は、以下に掲げる資料</p> <p>(1) 特認団体の概要（別紙様式第6-3）</p> <p>(2) 定款、組織規程、経理規程等組織運営に関する規約（又はこれらに準ずるもの）</p> <p>(3) 総会などで承認されている直近の事業計画及び収支予算</p>

	<p>(4) 新たに設立された団体にあつては、設立に関する関係者の協議 ・調整等を示す書類（設立総会資料、設立総会議事録等）</p> <p>(5) その他応募者に関する参考資料</p> <p>5 その他</p> <p>2の実施計画書の様式に記載が困難な資料がある場合は、別添資料として作成の上、提出してください。</p> <p>※ 上記の資料は、A4片面印刷で提出してください。</p>
--	---

## ○農山漁村 6 次産業化対策事業

事業の種類	審査手順等（第11関係）
1 6次産業化推進整備事業	1 審査の手順 審査は、以下の手順により実施されます。
2 緑と水の環境技術革命プロジェクト事業	(1) 書類確認 提出された申請書類について、応募要件（応募団体の要件、所要金額、重複申請の制限等）及び提案書等の内容について確認し、必要に応じて問合せをさせていただきます。 なお、要領に基づく応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。
3 農産物等輸出拡大緊急対策事業 (1)品目別団体を通じた我が国の食品の輸出拡大事業 (2)海外外食事業者を通じた我が国の食品の輸出拡大事業	(2) 課題提案会 課題提案会については、必要に応じ開催することとします。また、開催する場合には、応募者に対して事前に通知いたします。通知を受けた応募者におかれましては、指定された場所及び時間において、提出した課題提案書等の説明を行い、選定委員会の委員等からの質疑を受けていただきます。（旅費は、提案者負担とさせていただきます。） なお、通知を受けたにもかかわらず、特段の事由もなく課題提案会に出席されなかった場合は、辞退したものとみなします。
4 ミラノ国際博覧会政府出展事業	(3) 選定審査委員会 課題提案会を踏まえ、委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、得点が高い者から順に、助成金交付候補者を選定します。
5 農山漁村再生可能エネルギー導入可能性調査支援事業	2 審査の観点 審査は、事業実施主体の適格性、事業内容及び実施方法、事業の効果並びに行政施策等との関連性の観点から各事業の趣旨等を勘案して総合的に行います。
	3 審査の基準 審査は、以下の項目について行います。 (1) 事業実施主体の適格性 ① 実施体制の適格性 ② 知見、専門性 (2) 事業内容及び実施方法 ① 事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性 ② 実施方法の効率性 ③ 経費配分の適正性 (3) 事業の効果 ① 期待される成果 ② 波及効果